

文化遺産総合活用推進事業 実施計画

1 都道府県・市区町村名	群馬県桐生市	2 補助事業の種類	地域文化遺産活性化
3 実施計画の名称	祇園・屋台・鉦を核とする桐生の文化遺産 継承発信事業	【計画の改善時期】 平成 年度	
4 実施計画期間	平成 26 年度 ～ 平成 33 年度		
5 実施計画の概要			
桐生市は群馬県の東端に位置し、古来より絹織物の産地として知られてきた町であり、その中心である桐生新町は、桐生天満宮から南へ延びる本町通り境界をいい、天正19年(1591)に、徳川家康の命を受け、代官大久保長安の手代、大野八右衛門により新たに町立てされた在郷町として発展してきた。江戸中期には絹織物業が飛躍的に発展し、「西の西陣、東の桐生」と称されるまでに至っている。桐生新町には、町立てされた江戸初期より継承される「桐生祇園祭」をはじめ、蔵や町家、ノコギリ屋根工場などの歴史的な建物が建ち並ぶ町並みが、重要伝統的建造物群保存地区（重伝建地区）に選定され、江戸期から近代に至る歴史的建造物はもとより、桐生新町が創設された約400年前の地割も残されているなど、いまなお豊かな有形・無形の文化遺産を継承している町である。 しかしながら、これら文化遺産の継承には課題も多く、ことに桐生祇園祭に代表される無形文化財については、古来からの地域コミュニティの崩壊に伴う後継者不足や、若年層の伝統文化への関心の低下などの人材的問題、及び多額の費用を要する屋台の維持管理などの経済的課題が山積し、次世代への継承について危機的な状況に直面している現状である。 このような状況をふまえ、桐生市民の誇りであり、桐生の歴史とともに歩んできた桐生祇園祭を核として、桐生の有形・無形の文化遺産の次世代への継承と発信をテーマとした文化継承事業を計画し、この取り組みを通して、地域全体で文化遺産を保存・継承し、活用していくための体制の確立を目指す。また、事業を通じて桐生祇園祭の歴史的な重要性と価値、保存継承の大切さを確実に市民の間に浸透させ、伝統的な祇園祭を将来に渡って継続していくものとする。 東日本最大級の規模を誇る桐生の祇園屋台は、かつてはメインストリートである本町通りに何台も建ち並び、その大きさや華麗さに人々は圧倒され魅了されていた。しかし、そのスケール故に蔵出しから組立て、祭礼終了後の蔵入りに至るまで余りにも多くの人手と資金を要するとともに、経年劣化が進む屋台を修理することは財政的にも困難な状況が続き、屋台を所有する本町1丁目から6丁目までの6町会はいずれも将来にわたり祭礼の継承に多くの課題を有している。しかし、こうしたなか、平成26年度には、本町5丁目の巨大屋台の修理が行われ半世紀ぶりに公開され、平成29年度には、祇園祭の天王番にあたる本町二丁目の屋台の修理が行われ公開に至ることができ、祇園祭を核とした桐生の有形・無形の文化遺産の再生へ向けた取り組みが進められている。この取り組みを契機に、かつての祇園屋台が建ち並ぶ姿の再現を目指し取り組んでいく。 そこで、本事業において、屋台・鉦をいつでも健全な状態で披露できるよう平成29年度からの4年間で計画的な修理を実施し、事業の最終年となる平成33年度には、祇園祭に合わせ、屋台を活用し、祇園囃子をはじめとし桐生木遣等伝統芸能の上演等の実施を行うなど、屋台の公開も見据え取り組んでいく。なお、修繕にあたっては、屋台等の組み立て・解体を担うことになる大工見習いや地元の若衆、地元学生を中心に修理現場の公開を行い、技術の伝承に繋げるものとする。 また、屋台の舞台を中心に行なわれてきた桐生祇園囃子は、かつては、各町会ごとに集まり披露していた祭りには欠かすことのできない伝統芸能であるにも関わらず、後継者不足が大きな課題となっている。そこで、屋台等の修理と併せて、祇園囃子後継者の育成にも同時に取り組みながら、5年後には祇園祭に合わせ、複数の屋台上での披露することを目指すと共に、指導者的立場に成長した後継者が、他の地区や学校に出向きながら継続的な育成に取り組める体制づくりを目指していく。 なお、本事業は、市政100周年にあたる平成33年度までの継続事業とし、後継者の育成と屋台等の修理を行い、祭を継承していくための地域の安定的な体制を確立し、後世にわたる持続可能な祇園祭の継承を目指し取り組んでいく。 本取り組みは「桐生市新生総合計画」の中の本市が目指す将来都市像「伝統と創造、粋なまち桐生」の実現を目指すものであり、また、桐生市教育大綱における基本大綱「桐生を好きな子どもの育成と生涯学習の推進」に合致し、歴史文化など地域資源を活かした事業推進に位置付けられるものである。 伝統文化継承基盤整備 ①【桐生祇園囃子継承者育成事業】（後継者養成事業） ②【桐生祇園屋台等の修理及び一般公開事業】（用具等整備事業） 地域の文化遺産次世代継承 ③【桐生伝統芸能公開事業】（普及啓発事業）			
6 実施体制			
桐生市が本実施計画に係る全体の企画・調整や、実施事業に関する指導助言を行う。主な担当課、役割は下記のとおり。 (担当課) 桐生市教育委員会管理部文化財保護課：実施事業における文化遺産の取扱等に関する指導助言、調整など。 桐生市都市整備部都市計画課：実施事業における歴史的風致の取扱等に関する指導助言など。 桐生市産業経済部観光交流課：実施事業を資源とした情報発信や観光事業等との連携、調整など。 また、本事業は次の団体が実施する。 (実施団体) 桐生の文化遺産継承発信事業実行委員会 ※構成団体：本町1丁目～6丁目町会、横山町町会、桐生祇園お囃子連、桐生本四祇園囃子保存会、桐生商工会議所、桐生市 ほか有識者等で構成			

7 実施計画における目標と期待される効果		別紙①のとおり	
8 補助事業の概要	(1) 補助金額	～平成29年度交付決定額： 21,873 千円	平成30年度要望額： 434 千円
(2) 実施事業の概要		別紙②のとおり	
9 その他計画実施により想定される効果（定性的な効果を記載）			
(1) 地域に継承される祭や伝統芸能等、地域固有の歴史や伝統に触れる機会を提供するとともに、未来を担う子供たちがそれら伝統文化を体験し学ぶ機会を設けることは、市民が地域の文化遺産の魅力を再発見することに繋がり、一体となった文化遺産ならびに文化財の継承に対する意識の高揚を図るための大きな機会となる。 (2) 本市が抱える高齢化や人口流失等の課題に起因し、祭囃子などの伝統芸能の継承について危機的な状況になっているなか、子どもたちを中心にした祇園囃子を通して後継者を確実に育てていくとともに、講習や上演を通じた活動で、世代を超えた地域コミュニティの絆が生まれ、もって豊かな地域社会づくりに貢献することが期待できる。 (3) 各事業を通して、地域に継承される文化に対する誇りと愛着が高まり、活動への活性を促すほか、各町会や継承団体が活発に交流することで、今後の保存継承活動に向け連携と体制の確立が期待できる。 (4) 本事業により屋台等の修理及び公開を行うことは、祇園祭を伝統の様式で公開できると共に、伝統技術の継承といった面でも大きな意義を持ち、当時の技術力の高さを感じ得る機会ともなる他、祭りへの集客にも繋がることを期待できる。			
10 その他事業（自主財源、民間団体、他省庁等からの補助（支援）を予定している事業など）			
事業概要：			
事業概要：			
事業概要：			
11 「歴史文化基本構想」の策定や「歴史的風致維持向上計画」の作成・認定に向けた計画の見込等			
本市では、「桐生市歴史的風致維持向上計画」を作成し、平成30年1月23日付けで国の認定を受けている。本計画において「桐生祇園祭」は重要な歴史的風致の一つとして捉えており、本事業の実施は歴史的風致の維持向上に寄与するものである。 また、歴史文化基本構想の策定に向けて計画的な悉皆調査を行っており、本事業の実施により桐生祇園祭にかかる有形・無形の文化的価値を市民と共有することは、地域一体となって文化財の保存・活用を進めるための機運の醸成を図るものである。			
12 担当部局			
地方公共団体 担当部局課	桐生市教育委員会 管理部 文化財保護課（重伝建係）		

7 実施計画における目標と期待される効果 別紙

目標区分 1：	地域の文化資源を活用した集客・交流					
評価指標区分 1：	地域の祭礼行事等への入込客数（具体的な指標は次のとおり）					
具体的な指標 1：	桐生祇園祭観光入込客数			関連事業：	①②③	
目標値 1：	【現状値】 平成 28 年度 2.8 万人 ⇒ 【目標値】 平成 33 年度 3.3 万人					
設定根拠 1：	平成28年度までの観光入込客数の伸び率を参考に3%増を設定					
進捗状況 1：	各年度、状況値、目標に対する達成率					
平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	
3.0 万人	万人	万人	万人	万人	万人	
40%						
目標区分 2：	伝統文化の継承体制の維持・確立					
評価指標区分 2：	祭礼行事等の保存会会員数、保存団体数（具体的な指標は次のとおり）					
具体的な指標 2：	祇園囃子保存会会員数			関連事業：	①③	
目標値 2：	【現状値】 平成 28 年度 18 人 ⇒ 【目標値】 平成 33 年度 50 人					
設定根拠 2：	全市的に新規会員を呼びかけ、継続的に取り組める毎年8人程度の入会者増を設定					
進捗状況 2：	各年度、状況値、目標に対する達成率					
平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	
21 人	人	人	人	人	人	
9%						
目標区分 3：	伝統文化の継承体制の維持・確立					
評価指標区分 3：	祭礼行事等の保存会会員数、保存団体数（具体的な指標は次のとおり）					
具体的な指標 3：	桐生祇園祭保存会会員数			関連事業：	①②③	
目標値 3：	【現状値】 平成 28 年度 21 人 ⇒ 【目標値】 平成 33 年度 100 人					
設定根拠 3：	全市的に新規会員を呼びかけ、毎年20人程度の会員数増加を見込む					
進捗状況 3：	各年度、状況値、目標に対する達成率					
平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	
28 人	人	人	人	人	人	
9%						

様式 1 - 1 別紙②

8 (2) 実施事業の概要 別紙

事業①：	桐生祇園囃子継承者育成事業	実施団体：	桐生の文化遺産継承発信事業実行委員会				
事業区分：	後継者養成	事業期間：	平成 26 年度 ～ 平成 33 年度				
事業概要：	○祇園囃子講習会の開催 伝統ある祇園祭に不可欠な祇園囃子の後継者を育成するため、主に子供を対象とした講習会を開催。講習会の成果は、祇園祭に合わせ屋台上で発表を予定。その後は各小学校や老人施設等で演奏を行うなど、普及に努めていく。 ○祇園囃子指導者の育成 講習会のみでは継承の主体を担うための指導者レベルの技術の習得には時間を要するため、演者の普及と合わせ指導者の育成も行うことで、継承（運営）のための安定した体制づくりに努めていく。						
評価指標区分：	・その他				(具体的な指標は次のとおり)		
具体的な指標：	指導的立場に成熟した会員数						
目標値：	【現状値】 平成 28 年度 3 人 ⇒ 【目標値】 平成 33 年度 8 人						
進捗状況：	各年度、状況値、目標に対する達成率						
平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度		
3 人	人	人	人	人	人		
0%							
事業②：	桐生祇園屋台等の修理及び一般公開事業	実施団体：	桐生の文化遺産継承発信事業実行委員会				
事業区分：	用具等整備	事業期間：	平成 26 年度 ～ 平成 32 年度				
事業概要：	桐生祇園祭に使用する屋台、鉾、大幟、生人形は経年劣化で傷んでおり、行事に使用するにあたり支障があるため修理を行なうと共に、併せて大工見習いや地元の若衆、学生等を中心に修理現場の公開を行ない技術継承や建造物に対する理解を深め、祇園祭への集客にもつなげる。今年度は、本町四丁目の鉾に付けられる提灯の修理を行う。修理後は、桐生祇園祭の祭礼の際に展示公開する。						
評価指標区分：	・その他				(具体的な指標は次のとおり)		
具体的な指標：	①桐生祇園祭に使用する屋台を修理できる技術者の育成 ②祇園祭当日の来場者数						
目標値①：	【現状値】 平成 28 年度 0 人 ⇒ 【目標値】 平成 33 年度 3 人						
目標値②：	【現状値】 平成 28 年度 2.8 万人 ⇒ 【目標値】 平成 33 年度 3.3 万人						
進捗状況①：	各年度、状況値、目標に対する達成率						
平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度		
0 人	人	人	人	人	人		
0%							
進捗状況②：	各年度、状況値、目標に対する達成率						
平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度		
3.0 万人	万人	万人	万人	万人	万人		
40%							

事業③：		桐生伝統芸能公開事業			実施団体：		桐生の文化遺産継承発信事業実行委員会			
事業区分：		普及啓発			事業期間：		平成 33 年度 ～ 平成 33 年度			
事業概要：		修繕を終えた祇園屋台や鉦の公開を祇園祭に合わせて行い、屋台等において、桐生の伝統芸能である祇園囃子をはじめ、桐生木遣、太々神楽等を上演を行うことで集客を図り、来場者に興味を持っていただく機会とし、伝統芸能の継承に対する意識の醸成に繋げていく。								
評価指標区分：		・その他				(具体的な指標は次のとおり)				
具体的な指標：										
目標値：		【現状値】 平成 年度 (単位) ⇒ 【目標値】 平成 33 年度 3.3 (単位)								
進捗状況：		各年度、状況値、目標に対する達成率								
平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度					
(単位)	(単位)	(単位)	(単位)	(単位)	(単位)	(単位)		(単位)		